



令和4（2022）年度子育て世帯生活 支援特別給付金のご案内

高校生と同年齢のお子様がいいらっしゃるご家庭へ

- 子育て世帯生活支援特別給付金（児童1人当たり5万円）は、低所得の子育て世帯を支援する給付金です。
- 高校生と同年齢の児童分の子育て給付金を受給するには、**申請が必要な場合**があります。
- 以下のフローチャートを参考に、該当する方は、申請手続きをしてください。

① 高校生と同年齢の児童の他に、中学生以下のお子さんを養育していますか？（令和4（2022）年4月分の児童手当を受給していますか？）

YES

NO

② 高校生のお子さんについて、令和4（2022）年4月分の児童扶養手当や特別児童扶養手当を受給していますか？

YES

NO

支給要件を満たす場合、
申請は不要です！

- ※ 児童手当又は特別児童扶養手当の口座に振り込まれます。
- ※ 児童扶養手当を受給している方は、既に給付金を支給済みです。（一部、申請が必要な方を除く。）

支給要件を満たす場合、
お住まいの市区町村で
申請を行ってください！！

詳しくは裏面参照

■ 厚生労働省 コールセンター

0120-400-903 （受付時間：平日9:00～18:00）

又は、みよし市子育て支援課「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外）担当窓口」（電話：0561-32-8034（直通））までお問い合わせください。

※ 支給手続や支給要件の詳細は、裏面を御確認ください。

1. 支給手続

- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに、子育て支援課の窓口へ直接、または郵送でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認のうえ、指定口座に振り込みます。
- ▶ 申請の受付期間については、令和5（2023）年2月28日です。

2. 支給額

児童1人当たり 一律 **5万円**

3. 支給対象者

①②の両方に当てはまる方

① 令和4（2022）年3月31日時点で、平成16（2004）年4月2日（障がい児の場合、平成14（2002）年4月2日）から平成19（2007）年4月1日までの間に出生した児童を養育する父母等

② {
■ 令和4（2022）年度 **住民税（均等割）が非課税**の方
または
■ 令和4（2022）年1月1日以降の収入が急変し、**住民税非課税相当**の収入となった方

※ 児童扶養手当を受給されている方は、既に給付金を支給済みです。（一部、申請が必要な方を除く。）

「子育て世帯生活支援特別給付金」の



“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。